

社会福祉法人 まほろばの郷

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(定義等)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員の報酬等は、社会福祉法人まほろばの郷 定款第8条及び第22条に定めるとおり無報酬とする。

(費用)

第3条 役員等の費用は、以下の表に定めるとおりとする。ただし、役員で職員としての立場を有する者に対しては、職員旅費規程に基づき、旅費が支払われる場合を除き、会議等への出席に係る費用は支払わない。

事 項	費 用 弁 償 額
理事会、評議員会への出席	自宅から会議等開催場所への実費額（タクシー券使用）
その他出張	職員旅費規程に定める額
上記の他、職務執行に必要な経費（研修会出席者負担金、資料代等）	職務執行に必要な額

2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公 表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年 6月29日から施行し、平成29年 4月 1日から適用する。